

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行を受け、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）を一部改正したことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第1条第7号から第12号までの規定を削除する。
- (2) 第2条を削除する。
- (3) 第4条を削除する。
- (4) その他営業報告時に添付する図書に関する規定の整備等所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年6月1日